

浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書 第7回改定 新旧対照表（案）

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
1-1	<p>1 総則（測量、地質・土質調査、土木設計 共通）</p> <p>第2条 用語の定義 1～3. (省略) 4. 「検査職員」とは、委託業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、約款第31条（検査及び引渡し）第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。 5～6. (省略) 7. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。 8～27. (省略) 28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し替えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 29～33. (省略) 34. (欠番) (以下省略)</p> <p>第3条 受発注者の責務 受注者は、契約の履行に当たって委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 受注者及び発注者は、契約の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。 (追加)</p> <p>第6条 監督員 1. 発注者は、委託業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。</p> <p>第8条 打合せ等 1～4. (省略) (追加)</p>	<p>1 総則（測量、地質・土質調査、土木設計 共通）</p> <p>第2条 用語の定義 1～3. (省略) 4. 「検査職員」とは、委託業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、約款第32条（検査及び引渡し）第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。 5～6. (省略) 7. 「契約図書」とは、契約書・約款及び設計図書をいう。 8～27. (省略) 28. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し替えるものとする。 ((2) は削除し、29へ) 29. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。 なお、電子納品を行う場合は、「浜松市土木工事電子納品運用の手引き」によるものとし、別途監督員と協議すること。 ※34. 項番「29」の追加により欠番解消 (以下省略)</p> <p>第3条 受発注者の責務 1. 受注者は、契約の履行に当たって委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 2. 受注者及び発注者は、契約の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。 3. 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p>第6条 監督員 1. 発注者は、約款第9条（監督員）第1項の規定により、委託業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。</p> <p>第8条 打合せ等 1～4. (省略) 5. 打合会の想定回数は、設計図書による。 6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。</p>
1-3		
1-4		

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
1-7	<p>第17条 条件変更等</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第18条(条件変更等)第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第29条(不可抗力による損害)第1項に規定する天災等の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>第18条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1)～(3)(省略)</p> <p>(4) 約款第30条(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合 (以下省略)</p>	<p>※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p> <p>第17条 条件変更等</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 約款第18条(条件変更等)第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第30条(不可抗力による損害)第1項に規定する天災等の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>第18条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1)～(3)(省略)</p> <p>(4) 約款第31条(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合 (以下省略)</p>
1-8	<p>第19条 履行期間の変更</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. 受注者は、約款第22条(受注者の請求による履行期間の延長)の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 約款第23条(発注者の請求による履行期間の短縮等)に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第20条 一時中止</p> <p>1. 約款第20条(業務の中止)第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による委託業務の中断については、約款第26条(臨機の措置)により、受注者は適切に対応しなければならない。 (以下省略)</p> <p>第21条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第22条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 約款第40条に規定する瑕疵責任に係る損害として</p>	<p>第19条 履行期間の変更</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. 受注者は、約款第23条(受注者の請求による履行期間の延長)の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 約款第24条(発注者の請求による履行期間の短縮等)に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第20条 一時中止</p> <p>1. 約款第20条(業務の中止)第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による委託業務の中断については、約款第27条(臨機の措置)により、受注者は適切に対応しなければならない。 (以下省略)</p> <p>第21条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 約款第28条に規定する一般的損害、約款第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第22条 受注者の賠償責任等</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償または追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 約款第28条に規定する一般的損害、約款第条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
1-9	<p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第23条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、約款第33条（引渡し前における成果物の使用）の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途委託業務等の使用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(2) 約款第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第23条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、約款第34条（引渡し前における成果物の使用）の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途委託業務等の使用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>(以下省略)</p>
1-10	<p>第27条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 取得の制限</p> <p>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、「浜松市個人情報保護条例」第7条第1号から第5号に該当する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第27条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 取得の制限</p> <p>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>(以下省略)</p>
1-14	<p>第34条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>(追加)</p>	<p>第34条 保険加入の義務</p> <p>1. 受注者は、雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>